

## 回顧録

労働基準監督官となつてからすでに30年以上の月日が経ちました。

新人のころは、朝職場に出勤してから事務室内の床掃除をするのが日課でした。当時の床はOAフロアではなくタイル張りでしたね。タバコを吸う方の机にはアルマイトの灰皿がおいてあり、吸い殻の片付けなどもよく

やりました。

当時は隔週土曜日が「半ドン」でした。今の若い方に「半ドン」という言葉が通じるでしょうか。労基法は条文上週40時間に改定されていたましたが、実質的な法定労働時間は未だ週48時間でした。一般女性には時間外労働の上限規制（週6時間、年間150時間など）があり、原則として深夜業も禁止されていた時代でした。

ほぼすべての書類は手書きで仕上げておりました。今思えば、調書などの長文をよくペンで書いていたものだと我ながら感心いたします。きれいな文字を書く人をうらやましく思いました。



携帯電話はほとんど普及しておらず、ましてやメールなどというツールが世に出てくるなんて思いもしませんでした。

このような風景は、30数年の間にずいぶんと変わりました。

中高年の方にとっては、当時の原風景を懐かしく感じる方もいらっしゃるのではなからうでしょうか。情報伝達速度が格段に

増して、あらゆる「モノ」「コト」の処理が迅速化されていく……。これらのスピードは、今後ますます速くなっていくことでしょう。

ただ、個人的な気持ちとしては、昔のような風景の中でゆつくりと生活するほうがしっくりくる気がいたします。もう戻ることはできませんが……。

我々が進めている最低労働条件、安全衛生の確保対策等は、経済的弱者である労働者を保護するという目的を持つ一方、健全な企業活動を促すことにより、経済の発展に寄与するという役割があります。これは今も昔も変わりありません。

現在、我が国にはさまざまな経済課題があり、一時期の経済大国の影がやや薄らいでおります。労働基準行政はこれからも弱者保護を図っていくことはもちろんですが、

公正かつ斉一性の確保により「企業の健全なる発展」という視点も常に意識して仕事を進めていかなければならないと思う今日この頃です。

猛暑の中、健康にはくれぐれも留意ください。

イラスト・木村武司

## 死亡災害のあらまし

について

愛知労働局管内において、令和4年6月発生の死亡災害はありませんでした。  
(令和4年7月8日現在)